

有田町産後ケア事業のご案内

心身ともに不安定になりやすい産後のお母さんや赤ちゃんに対して、心身のケアや育児のサポートを行う“産後ケア事業”を実施しています。

母乳は足りているかな？



睡眠不足でクタクタ！
休みたいな。

○利用できる方

有田町の住所がある、出産後1年未満のお母さんと赤ちゃんで、下記のいずれかに該当する方。
(施設によって対象児月齢が異なります。)

- (1) 育児の助けや気分転換・休憩が必要なお母さん
- (2) 育児の不安や、体調の不調があるお母さん

○利用までのながれ

事前に役場へ申請が必要です。(詳細は裏面をご確認ください。)

○産後ケア内容

- ・お母さんの体調管理、乳房のケアなどからだのサポート
- ・沐浴方法、授乳方法など育児のアドバイス
- ・お母さんのこころとからだの休養

種類	利用時間	利用料			利用日数
		町民税課税世帯	町民税非課税世帯	生活保護世帯	
ショートステイ (宿泊型)	1泊2日 (24時間内) 3食+おやつ	5,000円	1,500円	0円	通算して 最大5泊まで
デイケア (日帰り)	1日 (最大8時間) 1食	3,000円	1,000円	0円	通算して 最大5日まで

※利用料は直接医療機関へお支払いください。

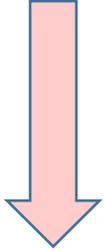
○実施機関

- 内山産婦人科(伊万里市) 0955-23-3241
南ヶ丘クリニック(伊万里市) 0955-22-1135
村上病院(佐世保市) 0956-38-5555
まつお産婦人科(川棚町) 0956-82-2038 (対象児月齢 宿泊4か月未満、日帰り7か月未満)

利用方法

① 利用の申請

有田町 健康福祉課(福祉保健センター)へ事前に申請が必要です。



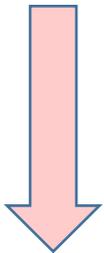
(申請に必要なもの)

- ・ **有田町産後ケア利用申請書**

(申請書は健康福祉課・実施機関・有田町ホームページより取得できます)

- ・ **母子健康手帳**

② 利用の決定



- ・ 申請の結果、利用の決定について、通知書が届きます。

- ・ 利用施設に連絡をし、希望日を伝えたくうえで、申し込みをしてください。

- ・ 持参物、注意事項などについて確認してください。

③ 産後ケアの利用



- ・ サービスを利用します。利用料は直接施設にお支払いください。

- ・ 産後ケア利用承認通知書、母子手帳を必ず持参してください。



産後ケアの手続き、子育てに関するご相談など、気軽にご連絡ください

有田町役場 健康福祉課

(有田町子育て世代包括支援センター)

有田町南原甲 664-4 有田町福祉保健センター内

TEL: 0955-43-5065

